ち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

（略）

の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

（略）

附　則

この告示は平成二十九年十一月二十七日から施行する。

○農林水産省告示第千八百六十号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十九年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

1	農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
	農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
	農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	AGCO AA. 2	217012	〃
	〃	AGCO C1. 2	217011	AGCO Limited
	〃	AGCO AA. 2	217012	〃
	〃	クボタ　IC110GE－AT	217013	株式会社クボタ
	〃	クボタ　IC110GE	217014	〃
	〃	三菱　CFA550	217015	三菱マヒンドラ農機株式会社
	〃	三菱　CFAK550	217016	〃
	〃	三菱　2FA550	217017	〃
	〃	ジョンディア　CG618	217018	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○防衛省告示第二百二十三号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十七日

防衛大臣　小野寺五典

信号符字	名称	付与年月日
ＪＳＴＸ	しょうりゅう	平成二十九年十一月六日

○東北地方整備局告示第二百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十七日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市平字五色町八番一から同市平字五色町二九番まで	前	二四・〇〇～六六・七〇メートル	〇・〇七〇キロメートル
	後	二三・九〇～二四・四〇メートル	〇・〇七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第二百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十七日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号及び百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市岩出山池月字下宮道下四番一から同市岩出山池月字下宮苗代目三〇番一まで	前	一四・六〇～一〇三・七〇メートル	〇・一六六キロメートル
	後	一四・六〇～一〇八・〇〇メートル	〇・一六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十七日

東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　双葉都市計画道路事業三・五・六号長塚中野復興シンボルロード

三　事業施行期間　自平成二十九年十一月二十七日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県双葉郡双葉町大字長塚字原田、字越田、字町西、字町、字町東、字観音堂及び字谷沢町並びに大字中野字深町、字舘ノ内、字塚ノ前、字竹ノ花、字堂ノ前、字高田、字谷地前及び字羽山前地内

使用の部分　福島県双葉郡双葉町大字長塚字原田、字越田、字町西、字町及び字町東地内

○北陸地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十七日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区西馬越五三〇番三二から同市中央区紫竹一丁目一番五まで	前	二三・六七～七八・九九メートル	〇・五七七キロメートル
	後	三三・八三～一〇四・八二メートル	〇・五七七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十七日

北陸地方整備局長　小俣　篤